

# 令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業） 業務委託プロポーザル実施要領

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業）業務

### (2) 事業目的

滋賀県では、ラムサール条約に登録された国際的に重要な湿地である琵琶湖の自然や文化を将来にわたって引き継ぐ担い手育成に向けて、県内の小学校5・6年生の中から「ラムサールびわっこ大使」（以下「びわっこ大使」という。）を例年10名程度募集し任命している。

びわっこ大使が琵琶湖およびその他のラムサール条約登録湿地の自然環境や持続可能な利用に係る文化を学ぶとともに、その成果を発表することを通じて、滋賀県の環境や社会のため主体的に行動していけるように育成することを目的として体験・交流事業を実施する。

### (3) 業務内容

別紙「令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業）業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 契約期間

契約締結の日 から 令和7年3月21日まで

## 2 予定価格

2,658,000円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

## 3 参加者

公募による。

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

- ・希望営業種目：大分類「役務」 中分類「イベント」
- ・地域要件：県内に本店を有する事業者または県内の営業所等取引の権限を委任している県外事業者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わない場合がある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-4314

- (5) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）に、環境学習（研修）に関連する事業を企画・運営し、完了した実績を有すること。

5 説明会  
開催しない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問方法：持参またはメール（様式は自由）

※持参する場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分とする。

※メールによる場合は、提出先に受信確認を行うこと。

(2) 質問期限：令和6年7月17日（水） 17時00分必着

(3) 提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

TEL：077-528-3483 FAX：077-528-4846 E-mail：[dg0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:dg0002@pref.shiga.lg.jp)

※持参する場合の受付時間は、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること（なお、郵送の場合は必ずその旨を6まで連絡すること。）。

(4) 回答方法および回答期日

質問に対する回答は、各事業者からの質問を全てまとめて、質問を提出した全事業者あてに令和6年7月22日（月）を目途にメールにて回答するほか、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/14004.htm>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および様式：提案書（様式1、2、A、B、C）5部（正本1部、副本4部）

(2) 提案内容：別紙「令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業）業務委託仕様書」のとおり。

(3) 提出方法：持参または郵送によること。

(4) 提出場所：6に同じ。

(5) 受付期間等：令和6年7月29日（月） 17時00分必着

※持参する場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること（なお、郵送の場合は必ずその旨を6まで連絡すること。）。

8 審査概要

(1) 評価項目および評価点

審査項目		点数
提案内容	学習会およびびわっこ大使世代間交流プログラムの実施・運営	20
	県外派遣の実施・運営	20
	報告会の開催	15
提案内容に対する総合評価		10

過去の実績件数および内容	10
見積金額	10
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録の有無	2
次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣認定の有無	2
高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無	2
障害者の雇用状況の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されていること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用していること。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業者として厚生労働大臣の認定を受けていること。	2
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無。	2
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2
県内に本店を有する事業者であるか	3
合 計	100

(2) 着眼点および採点基準

①学習会およびびわっこ大使世代間交流プログラムの実施・運営について

評 価 ポイント	県内で実施する琵琶湖に関する学習会および世代間交流会の実施・運営方法について、効果的かつ具体的な提案がなされているか
得 点	十分認められる (20) ほぼ認められる (16) 普通 (12) やや不足している (8) 不足している (4)

②県外派遣の実施・運営について

評 価 ポイント	県外派遣の実施・運営について効果的かつ具体的な提案がなされているか
得 点	十分認められる (20) ほぼ認められる (16) 普通 (12) やや不足している (8) 不足している (4)

③報告会の開催について

評価ポイント	報告会の開催について効果的かつ具体的な提案がなされているか
得点	十分認められる (15) ほぼ認められる (12) 普通 (8) やや不足している (5) 不足している (2)

④提案内容に対する総合評価

評価ポイント	①～③の提案内容が本事業の趣旨を踏まえたもので、実現可能なものと認められるか
得点	十分認められる (10) ほぼ認められる (8) 普通 (6) やや不足している (4) 不足している (2)

⑤過去の実績件数および内容

評価ポイント	提案者が本業務を遂行するために十分な能力を有する組織であることを確認できる実績があるか
得点	かなりある (5件以上) (10) ある程度ある (3~4件程度) (7) あまりない (1~2件程度) (3) ない (0件) (0)

⑥見積金額

評価ポイント	各項目の事業経費について、経費節減を意識した内容・金額となっているか
得点	予定価格の 80%未満 (10) 予定価格の 80%以上 85%未満 (8) 予定価格の 85%以上 90%未満 (6) 予定価格の 90%以上 95%未満 (4) 予定価格の 95%以上 (1)

⑦「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録の有無

評価ポイント	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録の有無
得点	登録 (2) 未登録 (0)

⑧次世代育成支援対策推進法に基づく認定の有無

評価ポイント	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無
得点	登録 (2) 未登録 (0)

⑨高齢者雇用確保措置の実施

評価ポイント	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無
得点	協定締結済または届出有 (2) 未実施 (0)

⑩障害者の雇用に関する状況

評価ポイント	<p>障害者の雇用状況の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されていること。</li> <li>・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用していること。</li> <li>・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</li> <li>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業者として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>
得点	有（２） 無（０）

⑪「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無

評価ポイント	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認証の有無。
得点	認証あり（２） 認証なし（０）

⑫環境マネジメントシステムの認証・登録の有無

評価ポイント	<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証</li> <li>②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</li> <li>③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul>
得点	認証あり（２） 認証なし（０）

⑬県内に本店を有する事業者であるか

評価ポイント	県内に本店を有する者であるか
得点	県内に本店を有する（３） 県外に本店を有する（０）

(3) 審査員および審査方法

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課が設置する審査会（委員 3 名）において、提出された提案書等を基にその内容を総合的に勘案し、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。

※プレゼンテーションは、実施しない。

※審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する提案書等の提出者に、ヒアリングを実施する可能性がある。この場合の日程・場所等については、別途通知するものとする。

## 9 契約予定者の決定方法

- (1) 総合点の平均が 60 点に満たない場合は、契約予定者とししない。
- (2) 失格または無効

次の各号に該当した場合は、失格または無効となるので注意すること。

- ア 提出期限等に遅れた場合
- イ 企画提案書等に不足があった場合または指示した事項に違反した場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- エ 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- オ 見積金額が予定価格を超える場合
- カ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10 結果通知

企画提案の採否（審査結果）は、提案者全てにそれぞれ別途通知する。

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提案書等の作成、提出およびヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。ただし、本審査以外には利用しない。
- (4) 提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。